

令和5年度第1回旭川市公立大学法人評価委員会 会議録案

日 時	令和5年4月7日(金)午前10時～10時40分
場 所	旭川市職員会館3階6号室
出 席 者	○五十嵐委員, 川島委員, 長澤委員, 中島委員, 松倉委員 (五十音順) ○事務局: 熊谷総合政策部長(途中同席), 鈴木公立大学課長, 柴田主査, 水野 ○公立大学法人旭川市立大学 (以下「法人」という) ・高瀬理事長, 三上学長, 守屋局長, 上代事務局付次長, 安田局次長, 水野事務局付主幹
欠 席 者	なし
公開・非公開	公開
傍 聴 者	2名 (市民等: 0名, 報道機関: 2名)
会 議 資 料	次第 ・資料1-1 法人中期計画認可申請書 (法人提出) ・資料1-2 法人中期計画 (法人提出) ・資料1-3 法人中期目標・法人中期計画 (法人提出) 対照表 ・資料1-4 法人中期計画 (法人提出) に対する評価委員会委員からの意見等 ・資料1-5 (参考資料) 法人年度計画 (法人提出) ・資料2-1 法人役員報酬基準等届出書 (法人提出) ・資料2-2 法人役員報酬等規則 (法人提出) ・資料2-3 法人役員退職手当規則 (法人提出) ・資料2-4 法人の役員報酬及び退職等の支給基準について ・資料3-1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 (国作成資料抜粋) ・資料3-2 地方独立行政法人法の改正について ・資料3-3 今後の旭川市公立大学法人評価委員会の開催について
会 議 内 容	
1 開会	
2 総合政策部公立大学課及び法人職員紹介	
3 議事(1) 中期計画について	
委員長	事務局から説明願う。
事務局	(資料1-1から1-5まで説明) ・中期計画については, 評価委員会からの意見も踏まえながら昨年度, 本市が作成した中期目標に基づき, 法人が作成し本市に認可申請をするものであり認可申請を受けた本市は, 評価委員会の御意見を踏まえて認可をすることとなっている。 ・今回法人から提出があった中期計画は, 4月1日付で法人の理事会で議決されている内容であり, この内容から変更する場合, 法人側の手続きを更に重ねることになるため, 会議開催に先立ち, メールで委員に意見を聴取している。 ・本日の会議を踏まえて本市として中期計画を認可したのち, 法人が作成し本市に届出することとなっている年度計画案も参考資料として配付している。
委員長	・中期計画に限らず今後の大学運営に関わって質問・意見等を伺う。
委員	・市立大学として新型コロナウイルス感染症に対してどのように対応するのか。 ・評価指標について「数値目標を設定しなくてよいのか」といった旨もあったが, 量ではなく質で成果を評価する視点もあるのですべての事項に数値目標を設定しなくてもよいと思う。

理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に対しては、国等の指針を確認しながら関わっていききたい。 ・評価指標については、学内でも検討を進めたが、質に関する成果を数値化することは難しいと思っている。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・公立大学として初めて学生を受け入れたことと思うが状況はどうか。
理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・大学については、全体で2.2倍の志願があり、入学者数も堅調であった。 ・短大については、当初から厳しいことが予想されたが、結果として、公立化のメリットが出ていない状況にある。 ・これから学生の出身地や出身校などを分析し、次期の募集に向けて準備を進めていきたい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に対して、委員長名で市長に対して適当である旨の意見書を提出する。
各委員	(特段の意見なし)
3 議事(2) 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準について	
委員長	事務局から説明願う。
事務局	<p>(資料2-1から2-4まで説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬等の支給基準の作成主体は法人であり、役員報酬等の支給基準に係る評価委員会の関わりとしては、法人が定める役員報酬などの支給基準について市長に対して意見を申し出ることができる。 ・役員報酬等の支給基準については、法人の理事会等において審議があった後、市に対して届出があり、今回、法人より届出があった内容は、令和4年度第3回会議と同内容であった。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局からの説明に対して委員から質問・意見等を伺う。
各委員	(特段の意見なし)
4 その他(1) 地方独立行政法人法の改正について	
委員長	事務局から説明願う。
事務局	<p>(資料3-1から3-3まで説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人及び評価委員会の制度の根拠法令である地方独立行政法人法が改正される事になり、現在、法人として作成が義務づけられている年度計画及び評価委員会における年度評価について国立大学法人の例を踏まえて廃止される予定である。ちなみに中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績評価、いわゆる中間評価及び中期目標の期間における業務実績評価いわゆる最終評価については、削除される予定はない ・今後の評価委員会の開催について、令和5年度は、令和6年度以降に向けて評価方針や評価実施要領を作成したい。令和6年度以降は、現行法を踏まえると、毎年度の年度評価を実施することになり、1期5年目の令和9年度は、中間評価、2期1年目の令和11年度は1期目の最終評価を実施する予定である。仮に、年度計画及び年度評価が廃止された場合、法人として決算に合わせて作成することが法で定められている中期目標に対する措置の状況などを記載した事業報告書を委員会に報告してはどうかと考えている。 ・法案の審議が終了次第、国から運用に係る通知がなされると思うが、今後の委員会の開催に対して委員の意見を伺う。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局からの説明に対して委員から質問・意見等を伺う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学の状況を伝えると、確かに年度計画及び年度評価は廃止されたものの大学独自で評価書を作成しステークホルダーに説明するなど一層作業が大変になった。

	・資料3-3に「事業報告書に基づく報告」との記載があるが、事業報告書の内容は決定しているのか。
事務局	・具体的な内容については、法人とも協議しながら今後決定したいと考えている。
委員	・例えば年度計画に基づく評価をするのはどこがするのか。
事務局	・今後検討したい。 ・事業報告書は、事業年度終了後3ヶ月以内に提出することとなっているが、法人には可能な限り早期に作成をお願いしたいと考えている。
委員	・事業報告書に決算等も記載するのであれば、外部監査等を受けることになるため事業年度終了後3ヶ月以内の期日直前になるのではないかと考える。
委員	・まだ明確ではない部分があるということだが、評価委員会は、4～5年後まで開催されないかもしれないということか。
事務局	・事務局として、現時点では毎年開催してはどうかと考えている。
委員	・「事業報告書に基づく報告」ということであるが、正式に評価をするのか、参考意見を申し出るだけなのか、評価委員会としての関わりについて次回の会議までに整理してもらいたい。
事務局	・承知した。
委員長	・事務局には、本日の意見や法改正の動きを踏まえてよりよい会議運営について検討をお願いする。
4 その他(2) 次回の会議日程について	
委員長	・事務局から説明願う。
事務局	・次回の会議は、評価方針や評価実施要領を作成することを目的として開催したいので、法改正の動向も踏まえながら、事務局で評価に係る案について準備が整い次第、日程調整する。
委員長	・事務局からの説明のとおりでよいか。
各委員	(特段の意見なし)
委員長	・最後に発言はないか。
学長	・評価委員会において評価方針や評価実施要領を作成する際には、大学にも共有をお願いしたい。 ・また評価結果によってインセンティブが働く制度になれば、教職員の意識向上につながると思うので検討をお願いする。
事務局	・大学への共有については承知した。評価制度についても検討を進める。
5 閉会	

以上